

(第一類 第十七号)

第一回國會 衆議院 予算委員會議錄 第三二号

昭和二十二年八月十二日(火曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 鈴木茂三郎君

委員 金次君 理事 黒田 壽男君

理事 小島 徹三君 理事 庄司 一郎君

理事 川野 芳南君 理事 東井三代次君

荒畑 勝三君 海野 三朗君

加藤 シヅ子君 河合 義一君

島田 晋作君 竹谷源太郎君

中崎 敏君 中原 健次君

安平 麗一君 押川 定秋君

鈴木 明良君 寺島隆太郎君

長野重石門君 磯崎 貞序君

角田 幸百君 西村 久之君

鈴木 正文君 世耕 弘一君

吉米地英俊君 今井 耕君

中村 寅太君 野坂 參三君

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 勉夫君

國務大臣 米窪 満亮君

出席政府委員

大藏事務官 東條 猛猪君

厚生事務官 吉武 惠市君

七月二十日委員北野吉君議員退職につき、八月二日西村久之君が議長の指名で委員に選任された。

八月八日

昭和二十二年一般會計豫算補正(第一號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

昭和二十二年一般會計豫算補正(第一號)

分科會に關する件

第一類第十七号

予算委員會議錄

第三号 昭和二十二年八月十二日

○鈴木委員長 それではこれから開會いたします。

たいへんお待ちいたしました。議題は御承知のように、前に衆議院の本會議において可決確定いたしました労働省案に關連いたします豫算關係のごさいですが、昭和二十二年一般會計豫算の補正(第一號)といたしまして、これをここに議題にいたしました。まずお急ぎのようでありますから大藏大臣の御説明を詳細承りまして、續いて米窪國務大臣の御説明を聴いて、その後順次御質問にはいつていきたいと存じております。それでは大藏大臣。

(議案掲載省略)

○栗栖國務大臣 二十二年一般會計豫算補正(第一號)について御説明申し上げます。

昭和二十二年一般會計本豫算の補正案につきましては、ただいま政府において鋭意調整中でありまして、日ならずして速やかに提出の上、御審議を相願いたいと考えておるのでございます。さしあたり労働省の設置に關する豫算につきまして、急速に處理を必要とする次第がありますので、これを他の部分と分離して今回昭和二十二年一般會計豫算補正(第一號)といたしまして提出いたしましたような次第であります。

本補正によりまして追加または修正増減の結果、歳出歳入とも三千六百四十餘萬圓の増加となっておりますのであります。

ます。歳出につきましては七千二百九十四萬圓餘を既定豫算額から修正減額いたしましたことに、五千九百三十五萬圓餘を既定豫算額に對して修正増額を加えましたほか、新規に五千萬圓を追加分上いたしましたのであります。差引三千六百四十萬圓餘を増加分上いたしましたことになったのであります。この修正減額の七千二百九十四萬圓のうちで、千三百五十九萬圓ばかりは労働省の設置に伴いまして、厚生省所管において不要となりまして経費を修正減額いたしましたのであります。さらに五千九百三十五萬圓ばかりは、厚生省所管事務の一部が労働省に移管されますに伴いまして、實質上は豫算の移しかえでありまして、實質上は豫算の移しかえでありまして、たゞ科目の關係上正減額であります。ただ科目の關係上豫算を分割することはいたしかねますので、かような處置をとつた次第であります。従つて修正増額の五千九百三十五萬圓ばかりは、右に對應いたしました労働省所管に計上されたものであります。労働省の設置に伴いまして、新たに必要とする経費の追加は、先ほども申し上げました通り五千萬圓であります。その内譯を申し上げますと、労働大臣官房事務機構整備に要する経費といたしまして千六百九十七萬圓ばかり、婦人、少年労働保護等に要する経費としまして一千四百六十六萬圓ばかり、労働統計調査事務に要する経費といたしまして二千二百五十六萬圓ばかりであります。そなたして本補正のた

め、の財源といたしましては、昭和二十

年度剩餘金の受入れ三千六百四十餘萬圓であります。すなはち剩餘金を受け入れた次第であります。昭和二十年度決算上の剩餘金は十七億二千八百萬圓でありましたが、そのうち昭和二十一年度追加豫算の財源に充當した金額は十六億四千六百萬圓であります。その残額のうち、右の三千六百四十萬圓ばかりを本補正豫算の財源に充つことにいたしました次第であります。なお新設の労働省所管の定額は、本補正による計上額一億九百三十五萬圓のほかに、昭和二十二年一般會計本豫算の實行上の措置によつて厚生省所管から労働省所管に移し替へをいたしました豫算額が、二億六千六百二十一萬圓ばかりありますので、これを合計いたしますと、三億七千五百五十七萬圓になる次第であります。どうか御審議をお願いいたします次第であります。

○鈴木委員長 大藏大臣の御説明は以上であります。米窪國務大臣がまだお見えになりませんが、その間に大藏大臣はやむを得ない用事でよそにお出かけになるようでありますから、米窪國務大臣が來られたら御説明を承ります。そのあとで質疑を續けたいと存じます。

○鈴木委員長 ちよつと時間がありますので、お諮りをいたして御了解を得たいことがありますが、それを一應お諮りいたしますと存じます。それは専門調査員と書記であります。前々皆様の御了承を得まして、芹澤君を調

査員に、市古君を書記に、御了承を得て發令いたしました。そのあと専門調査員一名、書記一名を補充することになつております。専門調査員につきましては、できるだけこの豫算委員會に専念して、皆様のために専門的に打ち込んで財政の研究をしてもらう人を選びたいと思ひまして、各大学に依頼をいたしましたのであります。それについて應應議議の小泉信三君から、小竹賢治という人の推薦を得ました。小竹さんは昭和六年に應應議議を卒業されて以來取引所、満鐵その他今日までいろいろ財政經濟の調査に専念されてまいりまして、特にインドの財政に關しては相當深く研究されておる方で、最近は大藏省の囑託として同じ専門的な研究を續けておられたのであります。小泉信三氏から小竹さんの御推薦を得ましたので、先般理事會にお諮りいたしましたので、その御了承を得たのであります。その際小竹さんといましては、いままでの仕事をやめてこの専門調査員となるについては、自分分は終始それに専念したいという考えをもつておられますので、これは理事會におきましては、かりに豫算委員會の委員長が送るようなことがありましても、小竹氏は續いてぜひこの専門的な研究を續けていきたい。こういう考えをもつておられますので、そういう意味をお話いたしました。理事會の御了承を得たのであります。それについて小泉信三氏からこつち御審議をい

ただいておりますから、一應御披露いたしておきます。「拜啓御書面ありがたく拜見いたしました。豫算専門調査員として小竹豊治君を御推薦申し上げましたところ、早速理事會へお取次ぎください、おかげをもつて首尾よく御承認をいただきました。また同君の長く調査員として専念いたすことの希望についてもお取次ぎください、特に理事諸氏の御承認をお受けくださるました趣、まことに一方ならぬ、御盡力の結果としてひとり小竹君のみならず、小生においてもこの上なき仕合せとありがたく存じます。ここに御推薦のお取扱いに對し厚く御禮を申し上げます。理事會諸氏へも貴下より何とぞしかるべくお伝えくださるべく、酷暑の候一層の御自愛をお祈り申し上げます。小泉信三。これは私宛てのものでございまして、特にここで皆さんに御披露いたしまして、専門調査員として委員長より御推薦申し上げまして、理事會の御承認を得ております小竹豊治君につきまして、ぜひともこういう意味で皆さんの御了承を得たいと存じております。もう一人の書記につきましては、黒田能行君といまして、

〔小竹豊治君起立〕

○鈴木委員長 書記の黒田君であります。どうぞよろしく。

〔黒田能行君起立〕

○鈴木委員長 もう一つ皆さんの御承認を得ておきたいことがございますから、この機会にお話したいと思っております、それは前に四つの分科會をおくことになったのであります。その四つの分科會の主査の選定とか、分科員の配置というふうなことに對して、理事會においても御相談申し上げたのであります。こういう主査あるいは委員の選任に關しましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、いかがでございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 そういたしますれば御承認を得て、委員長において主査並びに各分科の委員の御指名をいたしたいと存じます。

第一分科 主査 古賀喜太郎君 副主査 西村 榮一君

委員 川島 金次君 河合 義一君 竹谷源太郎君 小島 徹三君 鈴木 強平君 原 健三郎君 植原悦二郎君 庄司 一郎君 角田 幸吉君 東井三代次君

第二分科、これは外務、文部、厚生であります。

主査 荒畑 勝三君 副主査 船田 享二君

○鈴木委員長 それではさいわいに皆

委員

加藤シヅエ君 中原 健次君 山花 秀雄君 川崎 秀二君 鈴木 明良君 佃 良一君 磯崎 貞序君 世耕 弘一君 吉米地英俊君 楠貝 詮三君 大澤 善吉君

第三分科、農林、商工であります。

主査 海野 三朗君 副主査 長野重右衛門君 委員 黒田 壽男君 稻村 順三君 押川 定秋君 五坪 茂雄君 寺島隆太郎君 淺利 三郎君 上林山榮吉君 西村 久之君 今井 耕君 中村 重太君 野坂 参三君

第四分科、これは運輸、通信であります。

主査 川野 芳滿君 副主査 山崎 岩男君 委員 島田 吾作君 中崎 敏君 安平 鹿一君 工藤 鐵男君 鈴木彌五郎君 青木 孝義君 小峯 柳多君 鈴木 正文君 本多 市郎君

以上であります。

もう一つ質問の順序とか時間とかいうことでありますが、先般理事會で大體御相談をいたしましたところによりますと、今度の補正豫算については、できるだけ二日か三日で大體終了したい。別に質問の順序とか時間とかいうようなことは制限しないで、一應順次御質問のある方からやつてまいるということにいたします。御承認のようによりますと、御設置法案は、すでに本會議において決

定となつた問題でありますから、ここで御審議を願いますのは、この豫算に關連してなるべく御質問の範圍はそこを中心にお願ひいたしたい。一應そういうことで質問を始めたい。不便のて、その途中においていろいろ不便のようなきことがございましてお話しして決定したいと存じます。前の豫算委員會のようによりますと、順序や通告、時間とかいうようなことはきめないので、一應自由になつて質問を願ひたいと思存いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それではさういふことで米窪國務大臣の御説明があつた後、あるいは大蔵大臣なり米窪國務大臣に對する御質問をお願いいたしたいと思存いたします。

○野坂委員 ここに今日出でるのは補正の第一號ですね。それからどういふ順序でどれだけのものが出るか、大まかなところを一つ伺いたい。

○東條政府委員 ただいまお尋ねの趣旨は、この豫算のあと、どういふ順序であの豫算が出てまいるかという御質問と承りましたのであります。この第一號は先ほど大蔵大臣から御説明申し上げましたように、労働省の設置に關する當面の非常に事務的な豫算であります。引續きまして大體は豫定いたしておりますところでは、補正第二號でもちまして、大體だいた政府の方で、いろいろ歳出の全面につきまして検討をいたしてあり、また財源につきましていろいろ考慮いたしておりますところの、申さば本格的に申しますと、本格的な補正豫算が第二號といたしまして出てまいります。この

いうふうな考えております。なお内務

省の機構の解體その他に伴ひまして、場合によりましてはこの補正第二號まで盛り切れませんところのものが、第三號として出てまいるか存じておりますが、ただいまのところではおむね補正第二號でもちまして、全部計上されることになるのではなからうか。場合に上りましたは、第二號に期日上まいるまいと存じますが、第三號に出ているというところがあり得ますが、これはまたきわめて少額のものではなからうか。かように存じておる次第であります。

○野坂委員 二號はいづれ出される豫定ですか。

○東條政府委員 これは先般來この席上におきまして、大蔵大臣からいろいろ編成の遅れております理由その他につきまして、御説明申し上げた次第でございまして、ただいまのところはできるだけ速やかに考へておりますが、いろいろ各方面の了解を得なければならぬ次第もございまして、明確に期日その他につきまして、申し上げかねるような段階になつておる次第であります。

○野坂委員 結局は第一號は全豫算の中の一部分にすぎないと思存します。これを先に討議してみたいところで、第二號が出てこなければ全貌がわからないというところになると、この労働省設置の問題だけでも、最後の決定はできないと思存します。ですからむしろ第二號を先に出してまいらう。それから第一號をやるといふふうにした方が、順序的にもよいと思存しますが、そういう點はどうでございましょうか。

○東條政府委員 第二號の豫算がいろいろな事情で遅れておりますことにつ

きましては、たいへん恐縮に存じてお
ります。第二號の豫算もできる限り實
は速やかに提案したいと思つてお
ります。この第一號は先ほどお話し
ございましたように、労働省設置に關
します法律案は、すでに衆議院の方の
議決をお願いしてあるような次第で
あります。従つてこの補正第一號は、
労働省設置に伴いますきつめて内容
事務的な豫算でありまして、何とか第
二號と切り離しまして御審議をいた
だきまして、法律案と相まちまして、
労働省の設置が速やかにできますよう
に御審議をいただきたい。かように願
ひたいと思つた次第であります。
○鈴木委員長 では大臣が来るまで、
ちよつと休憩いたします。

午後二時十四分休憩

午後二時十八分開議

○鈴木委員長 それでは再開いたしま
す。

米逓國務大臣の御説明を承りたいと
存じます。米逓國務大臣

○米逓國務大臣 労働省を設置しなけ
ればならないという理由について、簡
單に御説明申し上げたいと思ひます。

労働問題を取扱う獨立の省を設けなけ
れば、労働問題を所期の目的通りに十
分に達成することができないというこ
とは、わが國數年來朝野の諍である

同時に、先進諸外國においてもすでに
英國において、アメリカにおいて、あ
るいはその他の國においても、労働省
が設置されておることは、委員各位の
御承知の通りであります。國會におき
ましては、數年來その聲が起りまし

て、労働關係法規を採決する場合に
は、附帶決議にもなつてゐるような状

態であつたのでございます。昨年吉田
内閣もようやくその必要を認めて、そ
の準備中でありましたが、いろいろの
事情によつて遂にそれが實現を見ずし
て、この片山内閣になつたのでありま
す。政府は組閣後の最初の閣議におい
て、あるいはその初めの方の閣議にお
きまして、労働省設置の閣議決定をし
まして、爾來労働省設置準備委員會と
いふものを設けて、官廳側、民間側か
ら相當の員數を委員としまして、慎重
にその目的、運営並びに機構等につい
て審議いたしました結果にもとづきま
して、お手もとに配布したような労働
省なるものをつくるべきことが正式に
決定されて、議會に提出し、既に衆議
院は通過しまして、目下參議院におい
て審議中でございます。

それでは大體労働省の機能はどんな
ものであるかということにつきまし
て、第一條において、政府は労働者の
福祉と職業の確保をはかり、もつて
經濟の興隆と國民生活の安定に寄與す
る、こゝういふ目的のために労働省を設
ける。そして労働大臣の所管に屬す
るものは何であるかといふことを第二
條で定めてあります。第三條以下は機
構について個々に制定してゐるのでご
ざいます。それから第四條及び五條、
六條、七條をうけて八條、九條、十條
というふうなところで、官房、労働部、
労働基準局、職業安定局、労働統計調
査局、婦人少年局といふ部局の職能を
きめてある次第であります。今日は日
本の經濟状態が、いわゆる崩壊の一步
手前にあることは、私が續々申上げる
までもございせん。この點は日本の
いわゆる資金關係からみても、資材關
係からみても、ほとんど手をつくすべ
きものはないといつてもいい状態であ

ります。よつて、生産復興あるいは經
濟再建といふことのためにわれわれが
顧みとするものは、いわゆる物の面に
おいて失望したわれわれが、人間の面
において、すなわち精神的な面におい
て労働者の生産性を高揚し、その能力
を百パーセントに發揮してもらひより
ほかに手がなないといふことは、おそら
く輿論といつていいと思つたのでござ
います。このためには労働者の地位を確
保し、その社會的の待遇をよくすると
いふことが、生産性の高揚と労働能率
の發揮のためには、絕對に政府として
しなければならぬのであります。こ
の點において労働基準法の條項の實
施、また今日の日本の産業状態にお
いて、六月十一日發表されました經濟緊
急對策が効果を現わしてきましたれば、
當然産業の合理化が行われ、従つて企
業の整備も行われてくることによつ
て、現在潜在化してゐるところの失業
者が當然顕在化するものが多くなる。
今日は政府が企圖した諸施策によつ
て、相當の失業者が輩出されること
が豫期されるのであります。それに對し
ては從來あつた職業紹介所を擴充し
て、近く、職業安定法も議會に提出す
るつもりであります。これによつて
就職の機會を廣く與えるように努力す
る。また一方職業輔導所も擴充強化し
て、これによつて企業整備によつて失
業者となつた人たちに對する労働の配
置轉換を行いたい。さらに政府は本年
度の追加豫算を含めて約百億圓の公共
事業を起しまして、これにさらに從來
の公共事業として計畫されたものの外
に、電源の開発であるとか、輸出産業
の振興であるとかいふ事業を起すこと
によりまして、就職の機會をつくりた

い。一應就職については以上申し上げた
ような方策をとつてまいりたいと思つ
ております。さらに、それによつてな
おかつ失業しておらなければならぬ
ような人たちのためには、これまた近
く國會に上程されるところの失業手當
法、失業保險法によつて就職の機會が
あるまでこれを救済していききたい。さ
らに三十七億圓の豫算で目下實施中の
生活保護法も、これまた失業者救済の
意味においてもこれを活用していきた
い、大體こゝういつた構想をもつてお
るのでございまして、これらの諸施設を
行ひに、從來のごとく厚生省において
行ふことはその機能を發揮する上に十
分でないと思ひまして、政府は別に新
しき省をつくつて、思ふ存分その省に
おいて所期の目的を果すために萬全の
對策をとりたい。これが労働省設置に
對する政府の意圖するところであら
う。はなはだ簡單でございまして、
が、一應提案の趣旨の説明をした次第
であります。

○鈴木委員長 御相談いたしますが、
米逓國務大臣はラジオ放送の約束があ
つて、急いで行つてすぐ歸つて來られ
るやうであります。それにいたしま
しても三十分くらいかかるだらうと思
ひます。大藏大臣は今日は御都合があ
つかねるやうであります。しかし厚生
省からは政府委員として古武務政局長
に會計課長が來ておられますから、
米逓國務大臣の御不在の間、厚生省の
政府委員を通じて質問を始めることに
いたしますか。それとも今日は一應兩
大臣の説明を聴くだけにして、今日提
出された資料等をつくり見て、明日
午前十時から質問することにいたした
ものでありましようか。

○米逓國務大臣 労働省設置の法案
は、ただいま參議院で審議中であ
ります。明日から委員會の審議がまた
續行されるのであります。既に數日
參議院における審議も進んでおりま
す。従つて私の見通しは、今週中には
參議院も審議を終了するのでないかと
考へております。その他労働省設置に
必要な法案としましては、本委員會に
かかつておる豫算に關するものであり
まして、これは私の所管でございま
せんから、こゝういふことを申し上げるの
は、はなはだ僭越かもしれませんが、
労働省設置の急を要する事情を御斟酌
の上、慎重に御審議くださることは當
然であります。こゝういふ事情でひ
とつたるべく早く御審議をお願いいた
思ふのでございまして、大體豫算は、
もしこの委員會にかかつておる豫算
に關する審議が順調にまいりますなら
ば、八月の二十日ごろには新省の出發
をしたい。こゝういふぐあいに考へてお
ります。

○鈴木委員長 それではどういたしま
すか。米逓國務大臣はあすは午前十時
から參議院でこの委員會があるやうで
ありますから、午後ならば御出席で

【明日十時からどうです】と呼
ぶ者あり
○庄司(一)委員 ただいま本委員會に
附託された補正第一號案を審議する
上の參考のために米逓國務大臣に伺
たいのは、労働省は何月何日から公式
に發足される御準備、あるいは御用意
であるかといふことを、ただいま議題
となつておる本案の運営の參考とし
て、あなたのほうにお考えになつ
ておる労働省の發足日をお伺ひした
と思ひます。

○米逓國務大臣 労働省設置の法案
は、ただいま參議院で審議中であ
ります。明日から委員會の審議がまた
續行されるのであります。既に數日
參議院における審議も進んでおりま
す。従つて私の見通しは、今週中には
參議院も審議を終了するのでないかと
考へております。その他労働省設置に
必要な法案としましては、本委員會に
かかつておる豫算に關するものであり
まして、これは私の所管でございま
せんから、こゝういふことを申し上げるの
は、はなはだ僭越かもしれませんが、
労働省設置の急を要する事情を御斟酌
の上、慎重に御審議くださることは當
然であります。こゝういふ事情でひ
とつたるべく早く御審議をお願いいた
思ふのでございまして、大體豫算は、
もしこの委員會にかかつておる豫算
に關する審議が順調にまいりますなら
ば、八月の二十日ごろには新省の出發
をしたい。こゝういふぐあいに考へてお
ります。

○鈴木委員長 それではどういたしま
すか。米逓國務大臣はあすは午前十時
から參議院でこの委員會があるやうで
ありますから、午後ならば御出席で

【明日十時からどうです】と呼
ぶ者あり
○庄司(一)委員 ただいま本委員會に
附託された補正第一號案を審議する
上の參考のために米逓國務大臣に伺
たいのは、労働省は何月何日から公式
に發足される御準備、あるいは御用意
であるかといふことを、ただいま議題
となつておる本案の運営の參考とし
て、あなたのほうにお考えになつ
ておる労働省の發足日をお伺ひした
と思ひます。

○米逓國務大臣 労働省設置の法案
は、ただいま參議院で審議中であ
ります。明日から委員會の審議がまた
續行されるのであります。既に數日
參議院における審議も進んでおりま
す。従つて私の見通しは、今週中には
參議院も審議を終了するのでないかと
考へております。その他労働省設置に
必要な法案としましては、本委員會に
かかつておる豫算に關するものであり
まして、これは私の所管でございま
せんから、こゝういふことを申し上げるの
は、はなはだ僭越かもしれませんが、
労働省設置の急を要する事情を御斟酌
の上、慎重に御審議くださることは當
然であります。こゝういふ事情でひ
とつたるべく早く御審議をお願いいた
思ふのでございまして、大體豫算は、
もしこの委員會にかかつておる豫算
に關する審議が順調にまいりますなら
ば、八月の二十日ごろには新省の出發
をしたい。こゝういふぐあいに考へてお
ります。

○鈴木委員長 それではどういたしま
すか。米逓國務大臣はあすは午前十時
から參議院でこの委員會があるやうで
ありますから、午後ならば御出席で

きるようであります。大蔵大臣の午前中の都合は今問い合わせておりますが、まだ返事がございません。それであとで委員長が大臣の都合を確め、打合せの上で、午前か午後かを公報によつて御通知することにしたまいしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それではさういうことにして、本日はこれをもつて散會いたします。

午後二時三十一分散會

〔参照〕

分科の區分、分科主査及び副主査の選定並びに分科所屬員の配置を次の通り決定した。

第一分科（皇室費及び國會議院所會計検査院内閣大藏省司法省所管並びに他の分科の所管以外の事項）

主査 古賀喜太郎君
副主査 西村 榮一君
川島 金次君 河合 義一君
竹谷源太郎君 小島 徹三君
鈴木 強平君 原 健三郎君
植原悦二郎君 庄司 一郎君
角田 幸吉君 東井三代次君

第二分科（外務省文部省及び厚生所管）

主査 荒畑 勝三君
副主査 船田 亨二君
加藤シヅエ君 中原 健次君
山花 秀雄君 川崎 秀二君
鈴木 明良君 佃 良一君
磯崎 貞序君 世耕 弘一君
吉米地英俊君 樋貝 詮三君
大神 善吉君

第三分科（農林省及び商工省所管）

主査 海野 三朗君

第四分科（運輸省及び逓信省所管）

副主査 長野重右門君
黒田 壽男君 稻村 順三君
押川 定秋君 五坪 茂雄君
寺島隆太郎君 淺川 三郎君
上林山榮吉君 西村 久之君
今井 耕君 中村 寅太君
野坂 參三君
主査 川野 芳滿君
副主査 山崎 岩男君
島田 普作君 中崎 敏君
安平 鹿一君 工藤 鏡男君
鈴木彌五郎君 青木 孝義君
小峯 柳多君 鈴木 正文君
本多 市郎君